

(庶ろー15-B)

平成25年7月5日

地方裁判所事務局総務課長 殿 (東京, 大阪を除く。)

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 若 井 啓 悟

当直時における刑事裁判事務支援システム (KEITAS)
の緊急連絡について (事務連絡)

当直時に、標記のシステム (以下「KEITAS」という。) に関する緊急の連絡を行う場合の連絡先については、3月22日付け当課専門官事務連絡「刑事裁判事務支援システム (KEITAS) の導入展開完了に伴う今後の運用等について」で照会し、過日回答をいただいたところですが、7月13日以降、当直時において緊急の連絡を行う場合については、別紙のとおりとしますので、関係職員に周知してください。

なお、実施に先立ち、7月9日に、別添のテスト送信書を上記ファクシミリ番号に対しテスト送信しますので、同日午後5時までに同書が着信しなかった場合は、7月11日までに当課情報処理第二係へ御連絡ください (03-3264-8111 (内線 [REDACTED]) , [REDACTED]) 。

おって、同テスト送信の取扱いについては、管理職限りとしてください。

(別紙)

当直時におけるKEITASに関する緊急連絡について

- 1 最高裁から当直事務を行っている庁（連絡員体制の庁を含む。）全庁に対し、障害の発生等KEITASに関する緊急の連絡を行う場合は、原則としてファクシミリで行い、状況に応じて電話を利用することとする。
- 2 1の送信は別紙様式を用い、障害の発生、復旧の目途及び障害の解消について連絡する。
- 3 障害発生中及び障害解消後は、各庁で定める対応方法により事務処理を行う。
- 4 障害対応を最優先とするため、最高裁への問い合わせは、システムに関する緊急のものに限る。それ以外の問い合わせについては、開庁日にユーザサポートに対して行う。
- 5 各庁における連絡先の電話又はファクシミリ番号が変更となった場合は、速やかに情報政策課情報処理第二係まで、適宜の方法で連絡する。

(別紙様式)

KEITAS緊急連絡

平成 年 月 日

情報政策課情報処理第二係

KEITASについて、次のとおり連絡いたします(□にチェックを入れた項目)。

☐現在、障害によりKEITASが利用できません。

御迷惑をおかけしますが、各庁の運用に従って対応をお願いします。

☐復旧の目途は、別途連絡いたします。

☐復旧は、____時 ころの予定です。復旧次第、連絡いたします。

☐____時 ころから発生していた障害は、解消しました。
皆様には大変御迷惑をおかけしました。

なお、本件に関する緊急の問い合わせ(システムに関するものに限る。)は、情報政策課情報処理第二係あてに連絡してください(直通 XXXXXXXXXX)。

上記以外の問い合わせは、開庁日にKEITASユーザサポートに連絡してください。

用済み後廃棄

テスト送信書

本書は、KEITASの緊急連絡時用ファクシミリのテスト送信です。

情報政策課情報処理第二係